# 公　告

## 諮　詢　事　項

### 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第５８号**
茨城県土浦市中村南３丁目12番24号　茨城ハイツ105号
債務者　栗﨑　善曠
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第８９号**
茨城県土浦市荒川沖東３丁目２番７号
債務者　深沢　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第９７号**
茨城県つくばみらい市谷井田1414番地４
債務者　佐藤　弘美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第１０３号**
茨城県かすみがうら市田伏5164番地28
債務者　椎名　ゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第１０４号**
茨城県土浦市霞ケ岡町９番18号
債務者　山本　陽子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第１０５号**
茨城県石岡市三村2511番地63
債務者　前島真由美（旧姓赤須）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第１８０号**
埼玉県越谷市増森１丁目85番地　憩いの里養護老人ホームすこやか、前住所埼玉県越谷市蒲生寿町18番43号　朝日プラザ越谷第２－603号
債務者　畝田谷幸晴
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第１９４号**
埼玉県吉川市高富１丁目４番地５　リバーサイド吉川Ｂ103号室、前住所埼玉県吉川市木売２丁目３番地17　ライオンズマンション吉川駅前803号
債務者　長瀬　政海
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２１年（フ）第３３０３号**
札幌市豊平区月寒東１条13丁目４番４―104号
債務者　岩井　榮子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第４１４５号**
札幌市厚別区もみじ台東４丁目３番３号
債務者　小倉由味子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第５８０号**
札幌市手稲区手稲本町５条３丁目10番８号
債務者　加藤美智榮
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第７７３号**
東京都西東京市南町３丁目18番８号　ソレイアードＡ－２、申立時の住所札幌市白石区栄通19丁目11番13号
債務者　小野　　寛
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第７７４号**
東京都西東京市南町３丁目18番８号　ソレイアードＡ－２、申立時の住所札幌市白石区栄通19丁目11番13号
債務者　小野　孝子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第７９１号**
札幌市中央区南６条西18丁目２番16―305号
債務者　伊藤　枝美（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第８４８号**
札幌市白石区北郷６条３丁目９番18号　マルコンハイツはまなす201号
債務者　中村惠里奈
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第８５８号**
札幌市東区北17条東９丁目２番３―201号
債務者　中田　　覚
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部